

「運航規程審査要領細則」 (新旧対照条文)

改正後	改正前
令和2年7月31日 最終改正 (国空航第1344号) 航空局安全部運航安全課長 運航規程審査要領細則	令和2年5月14日 最終改正 (国空航第412号) 航空局安全部運航安全課長 運航規程審査要領細則
<p>第3章 運航規程審査基準 (その2) (最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機 (第4章に該当する場合を除く。)) (最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機) (飛行船)</p>	<p>第3章 運航規程審査基準 (その2) (最大離陸重量が5,700キログラム以下の飛行機 (第4章に該当する場合を除く。)) (最大離陸重量が9,080キログラム以下の回転翼航空機) (飛行船)</p>
<p>10. 緊急の場合においてとるべき措置等 10-7 救急用具等 (1) 規則第150条に基づく救急用具 (救急用医薬品等及び感染症予防用具を除く。) を搭載し、その種類、数、搭載の場所及び取扱方法が明確に定められていること。 (2) 規則第150条第1項に規定された救命胴衣を必要とする場合は、搭乗幼児数と同数の幼児用救命胴衣を備えていること。 <u>(3) 規則第150条第1項第1号ハの区分にあつては、救命胴衣又はこれに相当する救急用具を搭乗者全員が着用するか否かについて、運航形態に応じたリスク分析及び評価を行い、搭乗者全員の安全を確保するための措置を講じるようになっていること。</u> (4) <u>規則第150条第1項第1号ニの区分にあつては、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用するようになっていること。ただし、救急搬送など医療上の理由により困難な場合を除く。</u> (5) <u>前号に掲げるもののほか、回転翼航空機による Offshore Operation (海上の施設又は船舶上のヘリポートを使用する運航をいう。) にあつては、搭乗者全員が救命胴衣又はこれに相当する救急用具を着用するようになっていること。ただし、救急搬送</u></p>	<p>10. 緊急の場合においてとるべき措置等 10-7 救急用具等 (1) 規則第150条に基づく救急用具 (救急用医薬品等及び感染症予防用具を除く。) を搭載し、その種類、数、搭載の場所及び取扱方法が明確に定められていること。 (2) 規則第150条第1項に規定された救命胴衣を必要とする場合は、搭乗幼児数と同数の幼児用救命胴衣を備えていること。 (新設) (新設) (新設)</p>

「運航規程審査要領細則」 (新旧対照条文)

<p><u>など医療上の理由により困難な場合を除く。</u></p> <p><u>(6) 救急用医薬品等及び感染症予防用具については、別に定める「救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について」に従って、搭載及び管理が行われるようになっていること。</u></p> <p><u>(7) 旅客が使用する救急用具については、旅客に対しあらかじめその使用方法及び格納場所を周知せしめるようになっていること。</u></p> <p><u>(8) 国際運航を行う場合にあっては、当該機に搭載された救急用具、救命用具の情報を速かに捜索救難機関に提供できるよう装備の一覧表を備えなければならない旨、記載されていること。</u></p>	<p><u>(3) 救急用医薬品等及び感染症予防用具については、別に定める「救急の用に供する医薬品及び医療用具並びに感染症の予防に必要な用具について」に従って、搭載及び管理が行われるようになっていること。</u></p> <p><u>(4) 旅客が使用する救急用具については、旅客に対しあらかじめその使用方法及び格納場所を周知せしめるようになっていること。</u></p> <p><u>(5) 国際運航を行う場合にあっては、当該機に搭載された救急用具、救命用具の情報を速かに捜索救難機関に提供できるよう装備の一覧表を備えなければならない旨、記載されていること。</u></p>
<p><u>附 則 (令和2年7月31日 国空航第1344号) 回転翼航空機が水上を飛行する場合の救命胴衣の着用に関する改正</u></p> <p><u>1. この細則は、令和2年7月31日から適用する。</u></p> <p><u>2. この細則の適用の際、現に認可を受けている運航規程については、改正後の規定にかかわらず、令和3年1月31日までは、なお従前の例によることができる。</u></p>	<p>(新設)</p>